

## 沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金交付要綱

平成28年3月29日副市長決裁

### (趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、設備投資促進事業を行う中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備投資促進事業 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が市内で工場等を設置する事業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 工場等 次に掲げる施設をいう。

ア 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設

イ 統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設（以下これらを「研究所」という。）

ウ 統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号484のこん包業の用に供する施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。）を行うものに限る。）又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であつて別に市長が定めるものを除く施設（流通加工等を行うものに限る。）（以下これらを「物流施設」という。）

エ 統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号 011の耕種農業に係る施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

(4) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア） 工場等の建物の新築又は増築を行った企業で、機械設備の購入及び業務の開始をすること。

（イ） その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は増築を行った企業で、機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ 当該事業の着手の日から2年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

ウ 既に市内に事業所がある特定企業等（当該企業並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）については、業務の開始に伴い、市内における従業員数が、1以上増加すること。

エ 設備投資促進事業に要する経費（用地取得費及び造成工事費を除く。）が、1億円以上であること。

オ 中小企業者であること。

カ 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

キ 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

ク 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。

(5) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項又は第4項の博士の学位を有する者

- イ 学校教育法第 104条第 3 項の修士の学位又は文部科学大臣の定める学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が 1 年以上のもの
- ウ 学校教育法第 104条第 1 項の学士の学位又は同条第 2 項の文部科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有する者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が 3 年以上のもの
- エ 学校教育法第 108条第 2 項に規定する短期大学、同条第 4 項の専門職短期大学若しくは同法第 1 条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第 83 条の 2 第 1 項の専門職大学の前期課程若しくは同法第 124 条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が 5 年以上のもの
- オ 学校教育法第 1 条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が 7 年以上のもの

(補助対象及び補助金の額)

第 3 条 補助対象は、設備投資促進事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、当該経費に対する補助金の額は、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、他の法令等により既に国、県又は市等の補助対象となった経費等（地方税法附則第 15 条第 41 項及び第 64 条の規定に基づく固定資産税等の課税標準の特例措置の対象となった経費を含む。）があるときは、これを除くものとするとともに、当該経費には消費税及び地方消費税を含めないものとする。

- (1) 工場等の建物の建設に要する経費のうち、専ら生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する部分の建設に要する経費。ただし、市長が別に定める 1 平方メートル当たりの単価に、専ら生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する部分の床面積を乗じて得た額を上限額とする。
  - (2) 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 4 号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 3 号に掲げる機械及び装置（耐用年数 1 年未満のもの及び取得価格 50 万円未満のものを除く。）の購入に要する経費（ただし新規に購入するものに限る。）
- 2 補助金の額は、第 1 項に掲げる経費に 100 分の 3.5 を乗じて得た額以内とする。

ただし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合又は市外に本社がある企業等が新たに市内に工場等を設置する場合については、第1項に掲げる経費に100分の5を乗じて得た額以内とする。

- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の額は、1,750万円を限度とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合又は市外に本社がある企業等が新たに市内に工場等を設置する場合については2,500万円を限度とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、業務開始日の属する年度の前年度の9月末日までに設備投資促進事業事前協議書（第1号様式）、工場等の設置にかかる事業計画書（第2号様式）及び親子会社等に関する説明書（第6号様式）（特定企業等により工場を設置する場合に限る。）により市長と協議するものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 設備投資促進事業費補助金交付申請書（第3号様式）
- (2) 企業等概要調書（第4号様式）
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書（第2号様式）
- (4) 収支予算書（第5号様式）
- (5) 親子会社等に関する説明書（第6号様式）（親子会社等により工場等を設置する場合に限る。）
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 事業計画を証する図面（位置図、配置図、設計図）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は前条の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受け

なければならぬこと。

ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 第2条第4号ウに規定する業務を開始する時に増加した従業員数及び同号カに規定する業務を開始する時の研究員の人数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(8) 納期の到来した市税に未納がないこと。

(9) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。  
(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 設備投資促進事業変更申請書（第7号様式）

(2) 工場等の設置に係る変更事業計画書（第2号様式）

(3) 変更収支予算書（第5号様式）

(実績報告)

第9条 補助事業者は、業務を開始した日から起算して30日を経過した日（第7条第1号ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までに提出しなければならない。

- (1) 設備投資促進事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 工場等の設置に係る事業実績書（第2号様式）
- (3) 収支決算書（第5号様式）
- (4) 研究員名簿（第9号様式）（研究所の場合に限る。）
- (5) 設備の設置状況（第10号様式）（物流施設の場合に限る。）
- (6) 配置図（平面図及び立面図を含む。）
- (7) 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- (8) 建物の工事請負契約書及び機械設備の売買契約書等注文確認書類の写し
- (9) 前号の書類にかかる領収書等支払証拠書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第11条 補助事業者は、補助金交付額の確定の通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成28年3月29日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年3月16日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成30年9月25日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

付 則（令和3年3月31日部長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第2条第4号ク関係）

種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第3条関係）

区分	対象施設
製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料品製造業</li> <li>(2) 清涼飲料製造業</li> <li>(3) 酒類製造業</li> <li>(4) 茶・コーヒー製造業</li> <li>(5) 医薬品製造業</li> <li>(6) 医療用機械器具・医療用品製造業</li> <li>(7) X線装置製造業</li> <li>(8) 医療用電子応用装置製造業</li> <li>(9) 医療用計測機器製造業</li> </ul>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
1 製造業（次に掲げる業種に係るものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 化学繊維製造業</li> <li>(2) 炭素繊維製造業</li> <li>(3) 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く）</li> <li>(4) プラスチック製品製造業</li> <li>(5) ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く）</li> <li>(6) 窯業・土石製品製造業</li> <li>(7) 鉄鋼業</li> <li>(8) 非鉄金属製造業</li> <li>(9) 金属製品製造業</li> <li>(10) はん用機械器具製造業</li> <li>(11) 生産用機械器具製造業</li> <li>(12) 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く）</li> <li>(13) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>(14) 電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く）</li> <li>(15) 情報通信機械器具製造業</li> <li>(16) 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く）</li> <li>(17) その他の製造業</li> </ul>	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって、市長が別に定めるものに限る。）

- |   |  |
|---|--|
| <p>2 製造業（1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナノセルロースを原料又は材料とするものに限る。）</p> <p>3 農業</p> |  |
|---|--|

備考 区分の欄に掲げる業種区分は統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる業種をいう。